大川小裁判の判決をどう読むか ～その 1～

林 衛（富山大学人間発達科学部）

東日本大震災の津波被災によって，学校にいた児童 74 名，教員 10 名，迎えにきていた大川中生徒 3 名，地区住人らが石巻市立大川小学校で命を失いました。現場生存者は児童 4 名，教員 1 名でした。

児童 23 人の 19 遺族による国家賠償請求訴訟で，仙台地裁（高宮健二裁判長）は 2016 年 10 月 26 日，石巻市と宮城県に約 14 億円の支払いを命じました。被告の控訴発表を受け，原告も控訴方針を示すことになりました。

津波被災の原因はどこまで検証されたのでしょうか，学校行政，防災教育にどのような教訓を導けるのでしょうか，現地調査，検証委員会傍聴をふまえ，判決文を検討します。

2016年10月26日の原告一部勝訴の判決を各メディアがネット版で速報した例

巨大地震・地震津波災害を未来に向けて語る

2008 年 6 月 15 日に富山大学にて開催された「アースデイとやま 2008」では，人間発達科学部人間環境システム学科環境社会デザインコース学生有志とともに，「地震の真実をどれだけ知っているのか？そして，何ができるのか？」と題して，ポスター展示を実施しました。

北陸地方では 2007 年 3 月に能登半島地震を経験，2007 年度後期に始まった「プロジェクト研究」という学部 2 年生向けの授業では石川県七尾市の和倉温泉の被災地見学を皮切りに，グループに分かれた学生たちが地域防災計画や住宅耐震化の課題，避難所生活でのプライバシー確保などの問題に取り組みました。その成果を，学内の活動に留めることなく公表するための機会が「アースデイとやま 2008」に得られたのでした。

「アースデイとやま2008」での展示。命の危険をもたらす地震災害，四川地震の被災写真，各地が震度6以上になる富山県内のハザードマップの紹介。

「アースデイとやま2008」での展示。避難所のくらしについての探究例。

2004 年のインド洋大津波の記憶も新しく，準備期間の 2008 年 5 月 12 日には四川大地震が発生，呉羽山断層帯の直上にキャンパスのある富山大学の学生，教員としても，他人事ではすまないという思いを強くしていました。

授業最終回までに作成した発表用資料に加え，新たに用意した展示資料のなかには四川大地震被災現場で建物倒壊による死者の姿が記録された写真週刊誌の誌面も紹介したものもありました。日本の新聞・テレビは災害死の実態を直接的に示す画像や映像を使用しません。そのため，災害が危ないという抽象的な理解が得られたとしても，災害によって命を落としてしまう回避すべき事態が実際にどのような現象であるのか示されて，そのとき命を守るためになにが必要なのか，読者・視聴者が具体的に考える機会が限られてしまっています。

1995 阪神・淡路大震災の死因を問われると，「地震だ！ 火を消せ！」との常識化した標語に引っ張られたまま，「死因のトップは火事です」と多くの学生が答えます。自ら選んだ住宅，自ら購入した家具類の下敷きになった圧死・窒息死が死因のほとんどを占めるという事実に触れる機会に恵まれていないのです。 1923 関東大震災は，神奈川県西部の湘南地方，三浦半島，千葉県の房総半島南部の各所では直下地震となり，家屋の倒壊率が 5 割を越えました。いっぽう，震源域からやや離れた東京では，延焼が火災旋風によって拡大し焼死者が多数うまれ，その経験が常識化し，「地震だ！ 火を消せ！」とステレオタイプとして語られるようになってはいるのですが，地震の揺れによる家屋の倒壊，マイホームが凶器になるという現実はまだ十分に社会的記憶となっていないのです。

住宅で圧死した現場が報道に載るのは珍しく，阪神・淡路大震災の際は，不幸中の幸いで浜風も六甲おろしも吹いていない条件下だったので，延焼はじわじわと広がり，テレビ報道では背後に火事の炎を背にしたレポータがマイクを握る映像が流れていました。そこで，四川地震をとりあげたなまなましい写真週刊誌をあえて紹介しようと，前年度からともに「地震の真実」を学んできた学生たちと決めたのでした（なお，最近の大学生たちは阪神・淡路大震災発災後の生まれ世代になっていますが，それ以前から授業時の聞き取りやアンケートでも死因のトップに火事があがる傾向は続いています）。

プロジェクト研究授業では，インド洋大津波の際に濁流にクルマや家屋，屋台が破壊されたなかに人びとや家畜が巻き込まれた映像や画像もとりあげました。あらゆるものが津波によってミキサー状態になったあとのがれきの山のなかから突き出た人体の一部が目に飛び込んでくる写真は，巨大津波の威力をまざまざとみせつけるものでした。

能登半島地震や阪神･淡路大震災をもたらした兵庫県南部地震はマグニチュード 7 級の大地震ですが，四川大地震や関東大震災をもたらした大正関東地震はマグニチュード 8 の巨大地震，インド洋大津波を発生させたスマトラ沖地震はマグニチュード 9 の超巨大地震です。北海道大学の隈本邦彦氏らからは千島海溝沿いに 400 年あるいは 500 年おきに発生する巨大地震による巨大津波の近年の研究成果の共有のために，住民と車座になった科学コミュニケーションを始めているとの情報も得ていました [(1)]。

「アースデイとやま 2008」に学生とともに参加したのは，地震国日本で，巨大地震やマグニチュード 8 を越える超巨大地震，それによる巨大津波が発生するときがくるにちがいない，その真実を共有する機

会を富山にも広げたいとの願いからでした。

災害経験から未来に役立つ一般化をしよう

上は筆者個人の身の回りで生じた体験談ではありますが，新しい知見を社会全体が吸収していく（あるいは吸収が簡単ではない）プロセスの一般例の一つとしてあえて紹介してみたいと考えました。日本でも，超巨大地震がおこりうるという理解が具体化しつつあったのです（2011 年東日本大震災をもたらした東北地方太平洋沖地震がマグニチュード 9 であったのを受け，日本政府は南海トラフ巨大地震対策のための想定マグニチュードを最大 9 の超巨大地震レベルに引きあげました）。

新しい知見なので共有されずいかされなかったのは仕方がなかったのだ，といいたいわけではもちろんありません。誰しもが常識として理解している事態ばかりが，常識どおりに，ステレオタイプ化した標語のとおりに生じるのであれば，話は簡単です。しかし，そうではないからこそ，いまある知見や経験を無駄にせず，一般化していかしていく知的作業が大切なのではないでしょうか。

群馬大学の片田敏孝氏は，インド洋大津波の体験から日本でも類似の事態が生じると考え，三陸沿岸自治体に防災教育を勧め，それが実現した貴重な自治体では小・中学生が率先避難者となって「釜石の奇跡」をもたらしました [(2)]（大川小学校でも，高学年男子ら児童からも避難の提案がありました。釜石のように避難の必要を感じた児童が率先避難していたら，学校のようすをうかがい避難するかどうか迷っていた地域住民が児童につられ避難して助かっていたでしょう）。

大川小の被災は，現在の知見（具体的には後述のハザードマップの想定）をもとにそれを越える事態が想定できる，いわば想定をひとまわり上回る事態だったのです（下のハザードマップ参照，くわしくは文献と註にあげた筆者の論考をご覧ください）。仙台地方裁判所の判決が原告主張の一部を認めたとおり，津波が予見できる情報があり，すぐ近くの裏山に登れるという避難の手段（さらにはスクールバスも）もあったのです（地震発生から津波に巻き込まれるまで約 50 分もの時間的猶予もありました）。つまり，情報も手段も時間も揃っていたのに，避難が遅れてしまったのです。そのような事態は今後も生じえるのですから，それを防ぐための努力が残された私たちに求められているのだと考えます。

林 衛：大川小事故検証委員会はなぜ混迷を続けるのか（2014）参照
http://archives.shiminkagaku.org/archives/2014/01/post-468.html

しかし，寺田寅彦が語ったとされる「天災は忘れた時分にくる」との指摘にもあるとおり，「未曾有だ」「前代未聞だ」と特殊化し，過去の事例を背景まで含めてみつめようとしなければ，一般化はできません。その反対に，そこで生じている事態を忘れよう忘れようとする圧力や意識さえはたらいています。だから，「忘れた時分に」きてしまうというのです。したがって，一般化の困難や抑制しようとするはたらきを自覚しない限り，同じような事態，似たような事態が繰り返され続けてしまうのではないか，だからこそ，特殊化せず，災害事例を一般化していく努力が自然災害の軽減のためには不可欠になるのではないかといいたいのです。

自然災害の原因には，必ず自然的側面と人間・社会的側面の両者があります。人間・社会的側面がなければ，自然災害とはならず，ただの自然現象に留まります。人間・社会的側面の多くは人災的側面と呼び変えてもよいでしょう。平時には保たれていた均衡が自然現象の発生によって破れ，潜在していた矛盾が露呈します。「忘れよう忘れよう」とする圧力や意識を自覚し，それにあらがい，そこに一般性をみいだそうとする未来に向けた知的作業を通じ，潜在している人災的側面を必要あらば露わにしたうえで改めていく。それによって，災害の防止や軽減，さらには新しい社会的記憶や常識が実現するのでしょう（ただ想定の数値を上げただけで災害軽減が実現するという単純な問題ではありません。人災的側面への取り組みが必要です。ただし，南海トラフ巨大地震対策の想定マグニチュードが 9 に引きあげられたのは，遅ればせながら超巨大地震が一種の常識化したものともいえます）。

大川小の児童遺族たちが裁判のおこしたのも，巨大地震・津波災害の人災的側面を明らかにする未来に向けた作業の一つです。津波翌日からの救援に始まり，土地勘をもって活動し，事実を集めてきた遺族たちは，知的作業の先頭に立ってきたともいえます。大川小で何がおこっていたのかについて，最もくわしい遺族たちが検証や裁判の結果に納得できていないのは，検証や裁判が遺族たちの知的作業のレベルに達していないのが大きいと思われます。裁判に直接かかわっていない私たちもまたその裁判の取り組みをとおして考えを深めることで，その知的作業に加わることは可能であり，この文章も，その一環になってほしいと願って書いています。

2011 年 3 月 11 日の超巨大津波の予見性

2011 年 3 月 11 日 14 時 46 分。日本列島での津波発生史の研究やスマトラ沖地震津波などの経験によって心配されていた，そのおこりうる事態が，始まってしまいました。

富山大学の校舎 3 階の研究室で，椅子にこしかけ大学院生と議論していたとき，その大学院生が「地震です」と発しました。確かに揺れています。震度 1 か 2 くらいでしょうか。揺れはなかなか収まりません。これがもしも中学校理科でも習うとおり，P 波による揺れ（中学で習う初期微動）であれば，このあとくる S 波はより強力になります。だとしたら，耐震改修したばかりの築 40 年の校舎がもたないくらい揺すぶられるかもしれないと緊張感が高まりました（P 波，S 波の中学学習の活用事例ですね）。ところが，同じような揺れがガサガサと続いているのです。ならばこれは P 波でなくすでに S 波が到達しているのであり，ということは遠方のたいへんに大きな地震によるものだと考えられます（震源域から離れると震度は小さくなるという中学学習の活用事例）。

すると，視線を向けた先のコンピュータの Yahoo!トップページに，宮城県の栗原市で震度 7 と速報されているのが目に飛び込んできました。宮城県ということは，20 年か 30 年おきに近々くるかといわれてきた宮城県沖地震なのか。いや，マグニチュード 7.5 級の 1978 宮城県沖地震（最大震度 5）の再来ならば富山県でこんなに揺れることもないし，内陸部の栗原で震度 7 になることもないだろう。そうではなく，東北地方でマグニチュード 8 以上，海域が震源ならば，スマトラ沖超巨大地震がもたらしたインド洋大津波級になるかもしれない，と気づかされたのです。

事務室に移動し，何人かでテレビ画面を注視していると，やがて仙台平野を遡上する津波が田んぼを浸水させ，家々をものみこんでいく空撮映像が始まりました。名取川堤防上の緊急自動車が河川を遡上し，あふれてきた津波にのみこまれようとした寸前，映像が切り替わったのをみて，これが日本のメディアらしいやり方なのだろうかとふと思い浮かんだのを記憶しています。超巨大地震による巨大津波が日本の平野を襲って生じるのは，こういう事態だったのです。三陸のリアス式海岸では湾奥に津波のエネルギーが集中しますが，高さ数 m，波長数 km に達する巨大な水塊が沖積平野の勾配のほとんどない低地をとまらずに進行していくのは，インド洋大津波でみたとおり，物理的な必然です。

日本列島の広い範囲で，あの長く，激しい揺れから，中学・高校レベルの理科や社会科，とくに地学や自然地理の知識とその“＋α”を活用すれば，インド洋大津波を具体例として思い出すかどうかはともかくも，津波災害が想像できる状況にあったといえるでしょう。

その日そのとき，震源域により近い（およそ 100km の）石巻市立大川小学校では，震度 5 あるいは 6 に達する揺れが 2 分半あるいはそれ以上続きました。二日前の 3 月 9 日に校庭に避難することなったマグニチュード 7.3 の大地震とは明らかに異なる，尋常ではない強さと長さの揺れを，児童や教員たちが経験していました。当然ながら，大川小の児童，教員，保護者らにも，津波がくるのを予見した人がたくさんいました。

大川小唯一の現場生存教員は，大川小学校事故検証委員会報告書によれば「配膳室の内壁に設置されたタラップを登ると出ることのできる屋根の平坦部も考えたが，配膳室の扉も屋上へ通じる扉も施錠されており，鍵が散乱して特定できないことから断念し，主として 2 階に安全な避難先を探した」と証言しています。この証言をそのまま解釈すれば，1 階がすっかり浸水する津波を予見していたことになります [(3)]。

津波予見性が一部認められた

今回の裁判の争点のひとつが，津波予見性があったのかどうかにありました。津波が予見可能であり，避難が必要だとわかっていたとする原告と，教員たちには津波の予見は不可能であり，避難はできなかったとする被告の主張が対立したのです。判決では，津波予見性があったと認定され，被告に対し損害賠償が命じられました。ただし，その津波予見性の認定は，このあとの紙面でよりくわしく示すとおり，避難開始直前の石巻市河北総合支所広報車による放送の時点になって津波予見性が認められるようになったとする狭いものでした。判決は，激しい揺れが続き，高学年児童や生存教員が山への避難を訴えた段階など，市の広報車の津波来襲を告げる放送以前のいくつかの段階では，法的責任が問われる津波予見性があったとは認定しなかったのです。

損害賠償を求める民事裁判では，裁判官は損害賠償を認めるかどうかを判断するという目的のもと，事実認定を出発点に法論理をくみあげた結論を判決として示します。ここに大事な事実をもらさず明らかにする検証と，法的責任の有無を問う裁判との目的ちがいが象徴的に反映されたと考えられます。

判決では，2 分半の激しく長い尋常でない揺れを沖積平野の大川小で感じた時点の津波予見性は抽象的なものであったと事実認定され，法的責任の根拠としては認定されませんでした。2 分半の揺れが収まったあとにも，例えばラジオで大津波警報を聞いた段階など，大津波を予見させる情報が得られた段階がいくつかありましたが，そこで法的責任が発生するほど具体的な津波予見性があったとは，判決は事実認定をしていません。抽象的な津波の危険性を感じてはいたが，裏山に避難する際に崖崩れに巻き込まれる抽象的な危険性が並立したまま避難がなされなかったという事実認定をしています。

そして少なくとも 15 時 30 分には大川小前の県道を通過し，河口付近の松林を越えて遡上を続ける津波の大川小への接近を具体的に警鐘した広報車の放送をもって，大川小教員にとって津波の予見性が具体的なものになったと認定し，崖崩れが抽象的な危険性に留まる裏山への避難に合理性がみいだせるとしています。それにもかかわらず，避難先として具体的な危険性の高まっている河川堤防上の標高 7m の三角地帯への避難の選択がまちがいであったとして，過失を認定しているために一部勝訴となったのです。

この津波予見性をめぐる論点にかんしては，原告側は損害賠償判決を命ずる判決を得たとはいえ，勝ち負けにたとえれば１勝１分けあるいは１勝１敗といえるでしょう。

また，避難の遅れをもたらした原因として，避難マニュアルの整備や教員向けの防災研修で得た知見を共有するといった事前対策が不十分だったのではないかという論点に関しても，法的責任を認める事実認定はしていません。もう一つの大きな論点である被災後の保護者へ説明の不適切さや児童や教員への調査の不足や隠蔽が疑われるメモの廃棄などの不適切なやり方といった事後対応に関しても法的責任を認める事実認定はしていません。

ここまでの原告のすべての遺族にかかわる大きな四つの論点を，勝ち負けにたとえて表現すれば，原告の１勝３分け，あるいは１勝３敗といえるでしょう。

民事裁判で法的責任を認める事実認定がされなかったのは損害賠償責任という点では「負け」ですが，判決文のなかに法的責任を問う原告側主張が被告側主張とともに書き込まれた点を重視すれば「引き分け」ともいえます。

論点ごとの勝敗を被告側からみたら，１敗３分（あるいは３勝１敗）にたとえられる結果は，その１敗分さえひっくり返せば控訴審で逆転勝訴できるとの被告の判断をうながす効果をもったのかもしれません。

原告は判決をどう受けとめたのか

この判決を，原告，被告はどう受けとめたのでしょうか。

原告の受け止め方は，一部勝訴ではあったものの，納得できるものではないというものでした。

「学校は津波を予見して子どもたちの命を守らなければいけないと，学校側の責任を認めたことについては，一定の評価をしたい。しかし，そんな当たり前のことが司法の場で確認されただけに過ぎない。道義的責任ではなく，やっと法的責任が認められたものの，被災から５年７ヵ月もかかったのは残念。裁判の結果が我々の目的ではない。真実を解明するためのひとつの手段にしか過ぎない。知りたかった真実は裁判では知ることができなかった。裁判が終了してから，本当の検証作業になると覚悟している」と今野浩行原告団長は，判決後の記者会見で語っています [(4)]。

「裁判でなぜ子どもが死んだのか，原因究明はできていない。自問自答しても，何に勝ったのか答えが出ない。原因を究明しないと，再発防止にならない。判決はスタートだ」と原告団の佐藤和隆さんは同会見で発言しました [(5)]。

そもそも，原告らが時効ぎりぎりまで悩んだ末についに提訴を決めたのは，損害賠償そのものを目的としていたわけではありません。「最も安全なはずの学校管理下で，なぜ死ななければならなかったのか。どんな状況で，なぜ死にいたったのか。なぜ大川小だけなのか。その真実の解明のため，被災から３年後，提訴に踏み切ったんです」と同会見で今野団長は，安全な学校であってほしいとの願いをこめ，改めて提訴理由を説明しています [(4)]。

裁判に区切りをつけたうえで，裁判ではない話し合いなどによる原因究明を求めているのです。

被告の控訴理由は，原因究明の目的にかなうのか

原告団が控訴断念を議会にはたらきかけるなか，被告の石巻市は，控訴方針をいち早く示しました。10 月 28 日正午ごろ石巻市役所で報道陣の取材に，亀山紘市長は次のように応じています [(6)]。

「控訴しない方向もあったと思うが，判決を見ると学校の防災教育に非常に大きな影響を与える内容になっている。私としては今後のことを考えて控訴すべきであろうと判断した」と，学校管理下に学校の責任を認めた判決を不服とした考えを示した上で，「結果回避責任に対して亡くなられた先生に対する思いというか，（先生たちも）しっかり頑張って何とか子どもたちを助けたいという思いで行動されたと思う。そういう面では，判決のように先生たちに全て責任を負わせるのは私としても非常につらい」と控訴理由を述べています。

控訴事案は 10 月 30 日日曜日の臨時市議会にかかります。取材した渋井哲也氏は，賛成議員から意見がでないまま，控訴反対の議員から発言があっただけで裁決にいたり，賛成 16 人対反対 10 人で控訴議案が可決されたと報じています [(7)]。

「大川小学校自体が指定避難所になっていました。教員が小学校に大規模な津波がくることを予見することは不可能でした。また，午後 3 時 30 分からのおよそ 7 分間で，崩壊の危険がある裏山に，児童のみならず高齢者を含め 100 人以上の全員が無事避難できたとは考えられません」と市長が控訴理由を説明。「遺族をこれ以上苦しめることなく控訴を取り下げるべきだ」「行政として遺族の心情を鑑みることが大事だ」との議員の控訴反対意見にたいし，「判決は津波で亡くなった教職員に責任を負わせるむごい内容」「今後の学校防災に影響が出る」と市側が答弁したうえでの裁決であったというのです [(7)]。

石巻市の見解の意味するポイントは，以下にまとめられるでしょう（←以下は筆者による補足・コメント）。

（1）現場教員には津波を予見する実力はなかった（←その理由としては，石巻市が大川小を避難所指定していた事実をあげている）

（2）法的責任があるとしたらすべて教員にあるのだが，それは認めがたい（←として，行政の責任を現場教員に押しつけている）

市長は，避難所指定した責任を忘れ，教員を守るようでいて，津波が予見できなかったと現場教員の能力を貶め，現場教員に責任転嫁を図っているかのように受けとめられます。

控訴には，さらなる事実解明という目的もありえます。

控訴議案に賛成した阿部正春議員は取材に応じ，「われわれ被災者からしても予見できたとは思えないんですよ。できなかったから何万人も亡くなったんですから。自然災害と言ってしまえばそれで終わりですが，いちばん大事なのは子どもたちの犠牲を無駄にしないこと。三審制なので最高裁までいっては

っきりと真実を知り、今後このような悲しいことが起こらないよう防災に生かさなければならないと思いました。控訴に踏み切ったのは感情的なことではなく，真実をより明確にしたいと思ったからです」と裁判による事実究明への期待を述べています [(7)]。

しかし，事実究明のための方法として，裁判を続けるのがよいのでしょうか。

今回の民事訴訟は，国家賠償請求訴訟でした。国家賠償法第 1 条は，第 1 項で「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が，その職務を行うについて，故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは，国又は公共団体が，これを賠償する責に任ずる」とし，第 2 項で「前項の場合において，公務員に故意又は重大な過失があつたときは，国又は公共団体は，その公務員に対して求償権を有する」と定めています。

第 1 項は，全体の奉仕者である公務員の過失は，市民社会全体の問題として償われるべきものだと理解できるでしょう。その考えに従えば，控訴はせず話し合いを再開し，法的責任という枠組みを争う裁判では事実認定がしきれない詳細な原因究明に向かうという選択肢のほうが，原因の究明とその共有を通した再発防止という目的にふさわしいのではないでしょうか。

原因究明と再発防止という目的は，教員遺族にとっても，児童遺族にとっても，そして石巻市にとっても宮城県にとっても共有可能なはずです。しかし石巻市は，裁判ではなく話し合いによる原因究明を求め原告団には参加しなかった遺族らにたいし，裁判中であるという理由で，具体的な話し合いを避けてきました。そのため，話し合いは中断状態にあります。

石巻市に続き，宮城県の村井嘉浩知事も控訴方針を決定しました。石巻市とはことなり，宮城県は議会に諮ることすらなく知事が方針を決め，11 月 7 日に石巻市と宮城県の両被告が控訴をしました。

11 月 7 日控訴直後の定例記者会見での村井知事の発言 [(8)] に，筆者のコメント（←以下）を付すと以下のとおりになります。

(1)「教員も 11 人中 10 人が亡くなった。ベストと思う選択をした結果，あのような事態になった」←裏山への避難を考えた少なくとも 3 名の教員（教頭，教務主任，安全主任の当時のトップ 3）がいた事実からみて，ベストと思う選択ができたとはいえない。教育行政のトップダウンが強まり，職員会議が意見は聞くが決定するのは管理職であるという諮問会議と化し，現場からのベストの選択を困難なものにしてきた制度の悪影響を県知事には検証する責任がある。

(2)「当時はみぞれで滑りやすく高齢者も学校に避難していた。教員，行政は全員を安全な場所に避難させなければならず，短時間で判断するのは無理があった」←学校管理下にあったのは児童であり，住民である高齢者の安全の問題まで教員に負わせるのは責任転嫁もはなはだしい。裏山の津波到達点よりも高所への移動は短時間で可能。

(3)「教員の判断は地域住民の意見も聞いた結果で，一方的に非があるというのは問題」←学校管理下の事故の責任をあたかも地域住民に負わすのは，行政の責任放棄である。児童や教員がいち早く避難を始めていたら，判断に迷っていた地域住民も避難を促されていたにちがいない。

(4)「亡くなった子どもの親が全員裁判を起こしているわけではなく，耐えている人もいる。裁判すると決めた以上、互いが争うのは法治国家ではやむを得ない」←国家賠償が問われる過失を認定する判決が下っているのに，全体の奉仕者として公権力の行使をする知事が，議会にも諮らず，過失による被害者にたいし忍従を求めるのは法治国家として本末転倒ではないか。

これら知事発言からは，自然災害の人災的側面から目を背け，教員を守るようでいて現場に責任転嫁を図り，被害者に自己責任と忍従を求める知事の姿勢が感じられます。いわば独裁的に控訴を決めた知事たいし，宮城県議会の野党会派を中心に超党派で知事に和解を求める動きも報道されています [(9)]。

2016 年 12 月 15 日の宮城県議会本会議最終日，村井知事の専決処分による控訴議案を承認するかどうか他の議案とまとめて審議がされました。野党会派の民進党・みやぎ県民の声女性議員が控訴期限まで時間があったのに議会にはからず専決処分をしたのは地方自治法第 96 条に反しているとし承認に反対する意見を述べ，承認に賛成意見を述べた自民党男性議員も，控訴は取り消しできないが，早期解決を主張，すなわち和解を示唆していました。野党会派の共産党議員からも，宮城県教育委員会が問題に向きあっていない，宮城県が和解に対し極めて消極的であるといった控訴反対意見が表明されています。

河北新報オンラインニュースは，以下のとおり賛成 31，与党会派公明党県議団を含む反対 22 に分かれた投票結果を報じました [(10)]。

「石巻市大川小津波訴訟で仙台地裁判決を不服とし，控訴を専決処分した議案は賛成多数で承認された。大川小訴訟の採決は，欠席中の中山耕一前議長を除く自民党・県民会議の全議員（30 人）と，21 世紀クラブ（1 人）が賛成した。みやぎ県民の声（10 人）と共産党県議団（8 人）は「専決処分は議会軽視。長期化せず，和解すべきだ」と反対討論。与党会派の公明党県議団（4 人）も「行政の不誠実な対応が招いた訴訟」（庄子賢一会長）として反対に回った。社民党県議団（2 人）と無所属の会（2 人）は棄権した。」

控訴はいったい誰のため，何のためになるのでしょう。それが問われています。

現場教員の名誉を守る惨事継承はできる

筆者が大川小被災について調査を始めた理由の一つに，冒頭で述べた経験や知見があったにもかかわらず，被災を防げなかった「悔しい」思いがあります。感情的になると判断は決断をまちがえるから，感情的になってはいけないという素朴な考え方がありますが，まちがえてはいけないのは判断や決断であり，感情的だからまちがえだとはいえない点に注意が必要です。

「理性は情念の奴隷である」という哲学者ヒュームのことばにみられるとおり，何らかの情念によって理性はそのはたらき方が脳内で決まると考えられます。大事なのは，理性を支えている情念や感情のはたらきを自覚したうえで，判断や決断がまちがえないように注意を払う悟性的な態度ではないでしょうか。

2011 年 3 月に心配していた巨大津波が日本でも発生し，各地で被災状況が報じられるなか，しばらくして，大川小ではほぼ全滅といってよい死者・行方不明者があったというニュースが届きました。尋常

でない強く長い揺れの恐怖を体験したのに，なぜ，すぐ裏山へ避難しなかったのだろうか，倒木があったとニュースにあるが，地震時にほんとうに倒木が激しかったのだろうか，だとしたらそれはなぜなのだろうか，当然のようにわきあがってきたその疑問は，2011 年夏の現地踏査でも解けませんでした。裏山にとくに倒木があるわけでもなかったからです。

大川小の事故検証がうまくいっていないと，現地の問題を知らせてくれたのは，ジャーナリストの加藤順子さん，池上正樹さんでした [11]。

東京起点に被災地取材を重ね，関係者，遺族，住民からの聞き取り調査，情報公開請求などによる情報収集を続けてきたお二人とともに 2013 年 3 月 11 日に遺族との面会をはたし，筆者も聞き取り調査を開始しました。津波に巻き込まれた現場生存者は限られるものの，直前まで現場にいた人たちの証言など調べられる事実，検証のポイントは多数あるとわかりました。

地球科学的な観点，学校教育行政の観点のふたつから調査をする研究者もいないようでした。そこで，その後も富山から現地に通い，検証委員会の傍聴，現地調査を通じて，大川小の被災原因や検証，生活復興のあり方の考察を続けてきたのです [12] ~[14]。検証委員会の迷走にたいし『市民研通信』で速報するとともに，検証委員会後の記者会見やパブリックコメントで検証の目的の再確認を求めてきました [12]。

亡くなった先生方は，裏山へ避難しようとしていた児童を諫め，校庭に留め置き，垂直避難ゼロのまま，大津波の真っ黒な水塊を目にしたとき，たいへん悔しい思いを抱いたにちがいありません。なぜなら，富山大学でつきあいのある教員志望の学生や現職教員らと同様，大川小学校の先生方も基本的に誠実であったにちがいないからです。だから，もしも天国に電話が通じたら，なぜ判断，決断をまちがえてしまったのか，再発防止のために詳細を伝えてくれるにちがいないのです。

その悔しさを共有し，つらい気持ちになるときもあるかもしれないけれども，先生方に代わって，原因を明らかにし，伝承していくのが，生き残った私たちにできる役割なのではないでしょうか。

そう目的を設定したうえで検証にあたらない限り，みかけ上の対立に悩まされたまま，原因究明は道半ばに留まりかねません。「すべてを教員の責任に負わせるわけにはいかない」といった現場教員を守るようでいて，しかし現場教員に自らの責任を転嫁するような首長の考え方は，みかけ上の対立をあおってしまうだけではないでしょうか。

本日緊急開催

「佐々木奏太さん（大川小教員遺族）と語りあう会」
「大川小津波被災裁判の判決を読み解く会」

東日本大震災の津波被災によって，学校にいた児童74名，教員10 名，迎えにきていた大川中生徒3名，地区住人らが石巻市立大川小学校で命を失いました。現場生存者は児童4名，教員1名でした。児童23人の遺族による国家賠償請求訴訟で，仙台地裁（高宮健二裁判長）は10月26日，石巻市と宮城県に約14億円の支払いを命じました。被告の控訴発表を受けて原告も控訴する方針を示しています。

いま，津波被災の原因はどこまで検証されたのか，学校行政，防災教育にどのような教訓を得られるのか，現地調査，検証委員会傍聴を重ねてきた話題提供者が，参加者とともに判決を検討します。
ご縁により来県されることとなりました，宮城県からの特別ゲストにもご発言いただきます。

日時：2016年11月18日（金）
　第1部 15時から16時15分
　第2部 16時半から18時
会場：富山大学五福キャンパス
　中央図書館2階プレゼンテーションゾーン
参加費無料（学内外どなたでも参加できます）

第1部として，大川小教員遺族で宮城教育大学在学中の「佐々木奏太さんと語りあう会」を開催します（上写真はNHKニュース画像から）。

第1部、第2部の片方または両方の参加を歓迎いたします。
飛び入りも大歓迎ですが，資料用意のため参加連絡いただけましたら幸いです。

進行・第2部話題提供者：林 衛（富山大学人間発達科学部）

主催：富山大学人間発達科学部林衛研究室
070-5580-7787／076-445-6375（研究室）
hayasci@edu.u-toyama.ac.jp

協力：小さな命の意味を考える会
http://311chiisanainochi.org/

2016 年 11 月 18 日金曜日の夕方，富山大学五福キャンパス・中央図書館 2 階プレゼンテーションゾーンにて，「大川小津波被災裁判の判決を読み解く会」を開催できました（チラシ画像参照）。

第一部は，大川小教員遺族である「佐々木奏太さんと語りあう会」。児童遺族の佐藤敏郎さん（小さな命の意味を考える会 [15] も第二部後半に駆けつけてくれました（写真参照）。

県道側ではなく住宅街のなかに求めた避難路について説明する佐藤敏郎さん
（2016年11月18日富山大学にて）

教員遺族と児童遺族との交流は，宮城教育大学の学生である佐々木さんの児童遺族の訪問によって始まったばかりです。みかけ上の対立をあおるのではなく，現場教員の名誉を守りながら，原因究明を進め，語りによるケアを通し PTSD からの回復 [16]，生活復興を実現する道はあるはずです。「真実が明らかになっていない」という指摘は，未解明の内容が多いというよりも，遺族やジャーナリスト，研究者らによって調べられてきた事実が公的に共有されていない現実を指し示しているのではないでしょうか。

いま，生存教員や関心をもつ残された私たちもが加わって，この惨事の継承を未来に向けて再スタートする気運も生まれ始めています（続く）。

文献と註

（１） 千島海溝沿い巨大津波についての研究成果を共有すべく取り組んだ北海道大学の活動の報告は，隈本邦彦ほか：津波のリスクを地域住民が正しく知るための手法の開発と評価–科学者と市民の直接対話を重視した 2 つのイベントの経験から，科学技術コミュニケーション，No. 4（2008）http://hdl.handle.net/2115/34804

（２） 例えば，片田敏孝：人が死なない防災，集英社新書（2012）

（３） 大川小学校事故検証委員会：大川小学校事故検証報告書（2014）
以下の石巻市のウェブサイトから関係資料とともにダウンロードできます
http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/20101800/8425/20140303164845.html

（４） 池上正樹・加藤順子：大川小学校，ついに判決で明らかになった「法的責任」，ダイヤモンドオンライン連載第 50 回（2016）http://diamond.jp/articles/print/105944

（５） ＜大川小訴訟＞勝訴にも不満が残る遺族，河北新報 2016 年 10 月 27 日付オンライン版
http://www.kahoku.co.jp/tohokunews/201610/20161027_13021.html

（６） ＜大川小訴訟＞市長「予見可能性で譲れない点」，河北新報 2016 年 10 月 29 日付オンライン版
http://www.kahoku.co.jp/tohokunews/201610/20161029_13020.html

（７） 渋井哲也氏：大川小津波裁判 納得できない勝訴「知りたいのは裏山に避難できなかった“理由”」ライブドアニュース，2016 年 11 月 11 日 19 時 10 分 週刊女性 PRIME
http://news.livedoor.com/article/detail/12270791/

（８） ＜大川小訴訟＞知事「全て学校責任行き過ぎ」，河北新報 2016 年 10 月 8 日付オンライン版
http://www.kahoku.co.jp/tohokunews/201611/20161108_13021.html

（９） ＜大川小訴訟＞超党派県議　知事に和解要請，河北新報 2016 年 11 月 12 日付オンライン版
http://www.kahoku.co.jp/special/spe1062/20161112_03.html

（１０） ＜宮城県議会＞67 議案可決し閉会，河北新報 2016 年 12 月 16 日付オンライン版

http://sp.kahoku.co.jp/tohokunews/201612/20161216_11045.html

（１１）　加藤順子・池上正樹両氏による継続的な取材報告は，ダイヤモンドオンライン連載『大津波の惨事「大川小学校」～揺らぐ“真実”～』
http://diamond.jp/category/s-okawasyo

（１２）　検証委員会の問題については，
NPO 法人市民科学研究室『市民研通信』（電子版）

林 衛：大川小事故検証委員会はなぜ混迷を続けるのか（2014）
http://archives.shiminkagaku.org/archives/2014/01/post-468.html

林 衛：大川小事故検証委員会はなぜ混迷を続けるのか（その 2）（2014）
http://archives.shiminkagaku.org/archives/2014/02/2-11.html

地球惑星科学における批判的思考力の「抑制」

http://hdl.handle.net/10110/00015303

（１３）　本文中でも触れたマグニチュードと大地震，大地震，巨大地震の揺れの関係などについては，林 衛：中学校「理科」で震源モデルを学びたい―大川小児童の思いを語り継ぐためにも，地震学会モノグラフ第 4 号（2015）同学会 HP 出版物・資料ページからダウンロード可
http://zisin.jah.jp/

（１４）　林 衛：科学コミュニケーション問題としての東日本大震災・大川小学校被災（2016）
http://hdl.handle.net/10110/00016697

（１５）　「小さな命の意味を考える会」HP からも，多様な調査資料が得られる
http://311chiisanainochi.org/

（１６）　ジュディス・L. ハーマン：心的外傷と回復〈増補版〉，中井久夫訳，みすず書房（1999）